

年税 第76号
平成24年1月11日

1 1 道県医師会
担当理事 殿

日 本 医 師 会
常任理事 三上 裕司

東日本大震災事業者再生支援機構の設立に関する

パンフレットの周知について

今般、内閣府東日本大震災事業者再生支援機構設立準備室より、下記の通り、二重債務問題を抱える医療機関等の事業再生支援を目的として、3月に設立が予定されている東日本大震災事業者再生支援機構に関するパンフレット周知の協力依頼がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

なお、本通知文は、北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の各県医師会にお送りしております。

記

○パンフレット「東日本大震災事業者再生支援機構が設立されます」（内閣府）

当該資料は、内閣府のホームページ（トップページ > 内閣府の政策 > 東日本大震災事業者再生支援機構設立準備室 > 東日本大震災事業者再生支援機構が設立されます、
http://www.cao.go.jp/shien-kiko/pdf/20111216shien-kiko_pamph.pdf）より、ご覧いただけます。

【参考】

- ・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の被災地域（内閣府）

以上

**東日本大震災で被災された事業者の二重債務問題に関し
事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、
「東日本大震災事業者再生支援機構」が設立されます。**

※ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法：平成 23 年 11 月 28 日公布

設立の趣旨

東日本大震災事業者再生支援機構（支援機構）は、東日本大震災による被害により、過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとする皆様に対して、金融機関等が有する債権の買取り等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的とする株式会社です。国が設立し、金融機関等と連携して支援を行います。

設立の時期

来春には支援機構を設立し、業務を開始できるよう、準備を進めてまいります。

支援の内容

裏面をご覧ください。

支援相談窓口

事業者の皆様の利便性を考慮して、「産業復興相談センター」を始め、被災地域ほか各地の関係機関においても、支援のご相談・申込みを受け付けることができる体制を整えるよう努めてまいります。

お問い合わせ先

内閣府 東日本大震災事業者再生支援機構設立準備室

03-5545-7408

<https://form.cao.go.jp/shien-kiko/opinion-0002.html>

支援機構による支援の内容

対象事業者

東日本大震災によって被害を受けたことにより、過大な債務を負っている事業者であって、被災地域における債権者その他の者と協力して、その事業の再生を図ろうとする方です。小規模企業者、農林水産事業者、医療福祉事業者などを含みません。（大企業、第三セクターは対象外です。）

支援の内容

- ① 旧債務の整理
 - ◎ 金融機関等からの債権の買取り
 - …事業再生計画を前提として金融機関等と調整を行います。
 - …リース債権や信用保証協会等の求償債権も含まれます。
 - …債権の買取価格は、事業再生計画、被災地域の復興の見通し、再生支援後の事業者の経営状況の見通し、担保財産の価格の見通し等を勘案した適正な時価となります。
 - ◎ 債権の買取り後、経営状況等を勘案した上で、一定期間の弁済猶予、債務の一部免除等を行うことが可能です。また、第三者保証人の保証債務等について免除することができます。
- ② 新事業の支援
 - ◎ 専門家の派遣・助言（支援を申し込もうとする方に対しても、事業再生に関する助言を行います。）
 - ◎ 債務保証、出資、つなぎ融資等

支援の申込み

次の書面を添付していただきます。

- ◎ 事業再生計画（事業再生のおおよその見通しを記載したもの）
- ◎ 支援決定後に金融機関等が出融資を行う約束を証する書面（再生支援に当たっては、金融機関の追加融資等が条件になります。）

支援決定、支援期間

- ◎ 支援決定は、支援機構設立日から5年以内に行われます（1年延長可）。
- ◎ 支援期間は、支援決定の日から最長15年です。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の被災地域

※株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第19条第1項の地域を定める政令(平成23年12月13日閣議決定)

一号:次に掲げる市町村の区域

北海道	広尾町 浜中町
青森県	八戸市 三沢市 おいらせ町 階上町
岩手県	県内全市町村
宮城県	県内全市町村
福島県	県内全市町村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町 美浦村 阿見町 河内町 利根町
栃木県	宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 高根沢町 那須町 那珂川町
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 横芝光町 白子町
新潟県	十日町市 上越市 津南町
長野県	栄村

一号指定地域



二号:原発事故に関する原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)による農林水産物の出荷制限指示又は都道府県知事の出荷等制限要請に係る地域

主務大臣(総理、総務、財務、農水、経産)告示により地域(市町村)を指定